

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

柏原市長 富宅 正浩

市町村名 (市町村コード)	柏原市 (27221)
地域名 (地域内農業集落名)	円明 (円明)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和8年1月27日 (第 3 回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
 注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

地区の農地は現在良好に耕作されており、販売方法としてはスーパーや直売所等での販売がメインである。地域において、70歳以上の農業者が約6割で、そのうち7割が後継者未定もしくは不明であることから、高齢化により耕作者が減少し、遊休農地が増加することが懸念される。

(2) 地域における農業の将来の在り方

地域では水稻やいちじく、野菜等の栽培がメインであり、そのほか一部果樹などがある。地区内の農地は現在良好に管理できていることから、将来においてもこの状況が継続できるよう地域で協力して取り組んでいく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	2.82 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	2.82 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

地区内で現在、農業上の利用が行われている農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
現在営農している者が営農困難となった場合には、①家族②地区内の担い手③地区外の担い手(新規就農者など)の順で農地の貸付(継承)を検討することで、農用地の集積(集積の維持)を図る。 農業経営の承継については、バトンタッチ期間を設けて段階的に実施する。
(2)農地中間管理機構の活用方針
農地の貸借にあたっては、上記(1)の順に検討し、マッチング後は農地中間管理機構を通じて利用権設定を行う。 また、農地の貸し手からの希望に応じて、農地中間管理機構へ貸出希望農地の情報提供を行う。
(3)基盤整備事業への取組方針
平坦な水田が多いことから、集約化への地域の合意が図られた場合には大区画化などの整備事業について検討をする。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
新たな担い手を育成するために、地域として担い手を受け入れるなどの取組みを進めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
JAが実施する水稻の作業委託について活用を図っていく。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

①水稻、野菜、いちじくにおいて、カラスやアライグマなどの鳥獣被害が多い。カラスについては、現在有効な対策を模索しており、今後、活用可能な対策があれば、地域で導入を検討する。アライグマ被害については、市の貸し出し檻の活用等により被害防止を図っていく。

4 その他

地域計画において、現況の耕作状況を目標地図に反映することについて、合意を得た。